



▲わんぱく広場から

乳幼児・児童保健部門

乳幼児・児童保健事業は、「母子保健事業」と「小・中学校における保健対策」の二つに大別されます。

(1) 母子保健事業

●妊娠期：窓口相談・健康診査等によ

り、妊婦の異常の早期発見に努めると

ともに、必要に応じて訪問健康相談を行

い、すこやかな妊婦生活が送れるよ

うにします。

(2) 乳児期：

核家族化の進行や生活様式

の変化により、育児環境が変化してき

ています。そこで、母親の不安を軽減

し、育児がスムーズに行えるよう健

康相談会を行います。

(3) 幼児期：

「わんぱく広場」など親子

での仲間づくりを目的とした活動を行

うことにより、適切な食習慣・生活習

慣が確立できるようになります。

(4) その他：

乳児・一歳六ヶ月児・三歳

児の健康診査や二歳児の歯科健診、予

防接種等を行い、乳幼児期における健

全な発育・発達ができるように努めま

す。

(2) 小・中学校における保健対策

児童・生徒の健康診断・定期健康診断事業を継続していくとともに、最近増加傾向にある肥満傾向児やその家族に対して健康教育を行い、肥満予防のための食習慣・生活習慣の改善を実施しています。

③ 健康相談

三名の保健婦が各担当地区へ行き、健康相談会を実施しており、現在「自分の健康状態を知る（基本健診の読み取り）」「栄養について」「運動について」の三コースで実施しています。

今後は、保健婦・栄養士等の人員整備を図り、サービス内容のより一層の充実に努めます。

④ 健康診査

各人の健康確認の場とし、疾病の早期発見、早期治療により悪化防止に努めることを目的とし、基本健康診査や結核検診、各種がん検診等を行っています。

受診率の向上に努める一方、OA化

を推進し、健康情報のデータ・ベース化を図っていきます。

老人保健サービス部門

老人になると生理機能が低下しやすく、また病気になった時回復が難しくなります。そして、いつたん床に就いてしまうと、回復意欲が低下し、介護が必要となります。

ですから、定期的な健康相談・健康教育を行うことにより、老人期を健康

に過ごせるように援助していくとともに、要介護老人には寝つきにならなければなりません。そのため、介護体制を整えていくことも大切です。

ここでは、老人保健法に基づく保健事業サービスの主なものについて紹介します。

自分の健康は自分で守る 積極的な健康づくり



「広報いわむろ」8月号では、「岩室村社会福祉計画」の中から、高齢福祉の施策の重要な柱「在宅福祉サービス」について紹介しましたが、今月号では「保健事業の施策」についてご紹介します。

皆さんも、定期的な健康相談・健康教育で、「自分の健康は自分で守る」積極的な健康づくりを心がけてください。



●保健婦

村民の健康管理の充実を図るために、平成四年度に一名増員し、計三名で業務を行っています。

しかし、老人保健法に基づく事業拡大に対応して、平成十一年度までには四名の保健婦を確保します。

●看護婦（在宅看護婦）

平成五年度現在、本村では臨時の看護婦一名で訪問指導を行っています。今後高齢化の進行とともに、専門的なケアに従事する看護職員が一層必要になってくることが予想されます。そこで、訪問看護の人的体制の整備を図ります。

区分	人數
保 健 婦	3人
ホームヘルパー	4人
在 宅 看 護 婦	1人（臨時）
相 談 員 等	1人（ソーシャルワーカー） 1人（看護婦）
民 生・児 童 委 員	18人
主 任 児 童 委 員	1人
保 健 推 進 員	86人
社 協 専 門 員	1人
担 当 役 場 職 員	5人
	3人

●助産婦

現在、開業助産婦二名にお願いしていますが、高齢なため随時村外からの協力を得ています。今後、助産婦等の看護職の確保が必要です。

●理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語療法士（ST）

脳卒中後遺症者骨関節疾患・老化等で身体が不自由になつたり機能が低下している者に対して、より充実した機能訓練を行には、（PT）・（OT）・（ST）等のスタッフの確保も必要です。

生涯にわたる健康管理をすすめ、保健水準の高い村づくりを推進していくため、皆さんも積極的に各種検診を受けるとともに、もう一度自分の健康について考えてみましょう。

*来月号では、「心身障害者の施策」についてお知らせします。



▲皆さんの健康づくりをお手伝いする保健婦さん
(左から:石川保健婦、笠原保健婦、丸山保健婦)